

指定公金事務取扱者の指定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する，地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき，指定公金事務取扱者を指定したので，同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月1日

伊丹市上下水道事業管理者 大西俊己

記

1 指定公金事務取扱者

(1) 名称

株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループ

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

2 公金事務に係る歳入

水道料金、下水道使用料

3 指定をした日

令和8年7月1日

4 委託をした日

令和8年7月1日